

平成28年熊本地震にかかる熊本市地域コミュニティ施設等再建支援補助金交付要綱

制定 平成29年3月31日市長決裁

改正 平成30年4月1日市民局長決裁

令和2年3月25日地域活動推進課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成28年熊本地震により被害を受けた地域コミュニティ施設等の早期復旧を図るために、その建替・修繕事業（以下「建替・修繕事業」という。）に対し、平成28年熊本地震復興基金を活用して、平成28年熊本地震にかかる熊本市地域コミュニティ施設等再建支援補助金（以下「補助金」という。）を支給するうえで必要な事項を定めるものとする。

(補助対象施設)

第2条 この要綱の補助対象となる施設等は、次項各号に掲げる要件をすべて満たすもので、地域・集落のコミュニティを維持するために復旧が必要であると市長が認めるものとする。

2 前項に掲げる要件は以下のとおりとする。

(1)熊本市内に存在している施設等であること。

(2)専ら地域（集落）の住民が利用する施設等であること。

(3)専ら地域（集落）の住民が交代で維持・管理している施設等であること。

(4)当該地域（集落）の住民が参加する祭りや行事などのコミュニティ活動に現に活用され、今後も引き続き活用されることが確実な施設等であること。

(補助対象者)

第3条 補助金は、前条に規定する施設等を維持及び管理する集落等又は町内自治振興補助金交付規則（昭和47年規則第35号）第2条に規定する町内自治会等（以下「町内自治会等」という。）に対して交付することとする。

(補助対象事業)

第4条 この要綱の補助対象になる事業は、前条の補助対象施設及び当該施設の付属施設等の建替・修繕事業とする。

2 建替事業の範囲については、本体工事、付帯設備（電気・空調・衛生等）、外構工事、地盤復旧・改良工事、設計管理委託に要する経費（土地購入費及び事務費を除く）、建替に必要な解体に要する経費とし、修繕事業の範囲については、建物本体、付帯設備及び外構の補修工事、地盤復旧・改良工事及び設計管理委託に要する経費（土地購入費及び事務費を除く）とする。

(補助金の額)

第5条 建替・修繕事業に要した経費の2分の1を補助する。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、10,000千円を上限とする。また、建替・修繕事業が複数年にわたる場合であっても、一補助対象施設あたりの補助金の総額は、10,000千円を上限とする。

2 平成28年熊本地震により被害を受けた補助対象施設の建替・修繕事業に対して既に補助金が交付されている場合には、同交付額を前項の規定により積算した額から差し引いた額を補助する。

(事前相談)

第6条 補助金の交付を受けようとする町内自治会等の代表者（以下「申請者」という。）は、次条に規定する申請を行う前に市長に相談するものとする。

2 市長は、前項の相談を受けたときは、個々の施設の利用状況、維持・管理状況、コミュニティ活動の活用状況等を確認し、申請に関する助言を行うものとする。

(申請)

第7条 申請者は、次の各号に掲げる書類を添えて平成28年熊本地震にかかる熊本市地域コミュニティ施設等再建支援補助金交付申請書(様式第1号)(以下「交付申請書」という。)を市長に提出しなければならないこととする。

- (1)事業計画書(様式第2号)
- (2)補助対象事業実施に要する経費に係る見積書
- (3)工事着手前の写真
- (4)その他、市長が必要と認める書類

2 熊本市補助金等交付規則(昭和43年規則第44号)第4条の規定にかかわらず、前項の規定による申請は、同条に規定する補助対象事業の実施後においても行うことができる。

(補助金交付の決定)

第8条 市長は、前条に規定する交付申請書の提出を受け、その内容を審査し、交付を決定したときは、平成28年熊本地震にかかる熊本市地域コミュニティ施設等再建支援補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

- 2 市長は、前条に規定する交付申請書の提出を受け、その内容を審査し、補助金交付の対象とならないことを決定したときは、平成28年熊本地震にかかる熊本市地域コミュニティ施設等再建支援補助金審査結果通知(様式第4号)により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の審査結果通知に、補助金交付の対象とならないことを決定した理由を記載しなければならない。

(審査会)

第9条 市長は、第6条に規定する事前の相談、又は前条に規定する交付申請書の提出を受け、その内容を確認し、内容に疑義がある場合は、平成28年熊本地震にかかる熊本市地域コミュニティ施設等再建支援補助金審査会(以下「審査会」という。)に内容を附することができる。

- 2 市長は審査会から提出された意見を斟酌し、補助金交付の決定の可否を判断しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助金交付の決定を受けた者は、事業が完了したときは、次の各号に掲げる書類を添えて平成28年熊本地震にかかる熊本市地域コミュニティ施設等再建支援補助金実績報告書(様式第5号)(以下「実績報告書」という。)を市長に提出しなければならないこととする。

- (1)工事請負契約書
- (2)工事完了後の写真
- (3)その他、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けた場合においては、その内容を審査のうえ、補助金の確定を行う。この場合において、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めた場合は、補助金の一部又は全部の減額を行うものとする。

- 2 交付確定の通知は、平成28年熊本地震にかかる熊本市地域コミュニティ施設等再建支援補助金交付確定通知書(様式第6号)により、通知するものとする。
- 3 第1項の規定により、補助金の一部又は全部の減額を行った場合は、前項に規定する通知書に理由を付して通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、前条により確定した額を補助事業の終了後に交付するものとする。

(適用)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の事務の取扱いに関し必要な事項は、熊本市補助金等交付規則に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成28年4月14日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成28年4月14日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前において、この要綱による改正前の平成28年熊本地震にかかる熊本市地域コミュニティ施設等再建支援補助金交付要綱の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

平成28年熊本地震にかかる熊本市地域コミュニティ施設等再建支援補助金交付申請書

年 月 日

熊本市長 (宛)

住所

申請者 団体等名

代表者 印

下記「5 対象要件」を満たす施設であるものとして、平成28年熊本地震にかかる熊本市地域コミュニティ施設等再建支援補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 対象施設名

2 補助対象事業費

円

3 交付を受けようとする補助金の額

円

4 被害状況等

別添のとおり

5 対象要件

- ・熊本市内に存在していること。
- ・専ら地域の住民が利用するものであること。
- ・専ら地域の住民が交代で維持管理しているものであること。
- ・祭りや行事などのコミュニティ活動に現に活用され、今後も活用を継続するものであること。

6 その他の添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 補助対象事業実施に要する経費に係る見積書
- (3) 工事完了前の写真
- (4) その他、市長が必要と認める書類

1 施設の概要

団体名	
代表者	(氏名) (住所) (電話)
施設の名称	
所在地	(再建前) (再建後)

2 再建の内容

		再建後	再建前
土地	所有者		
	面積(m ²)		
建物	所有者		
	構造		
	延床面積(m ²)		

3 被災箇所、被災内容及び復旧方法

被災箇所	被災内容	復旧方法等	備考	
		①方法 ②材料 ③考え方	写真	
			全体工事費	千円
			補助対象経費	千円
		①方法 ②材料 ③考え方	写真	
			全体工事費	千円
			補助対象経費	千円
		①方法 ②材料 ③考え方	写真	
			全体工事費	千円
			補助対象経費	千円

発 第 号
年 月 日

住 所

申請者 団体等名

代表者名 様

熊本市長

平成28年熊本地震にかかる熊本市地域コミュニティ施設等再建支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった平成28年熊本地震にかかる熊本市地域コミュニティ施設等再建支援補助金については、平成28年熊本地震にかかる熊本市地域コミュニティ施設等再建支援補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 対象施設名

2 補助対象事業費

円

3 補助金の額

円

4 交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する予算を変更し、又は補助事業の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告して、その指示を受けなければならない。
 - (4) 補助事業終了後、事業実績報告書を市長に提出しなければならない。
- 5 補助条件に違反したとき、又は不正行為がなされたとき、その他市長が補助を不相当と認めたときは、補助を取り消し、若しくは補助決定額を減じ、既に交付されたものについては返還を命ずることがある。
- 6 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがある。
- 7 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。

住 所

申請者 団体等名

代表者名 様

熊本市長

平成28年熊本地震にかかる熊本市地域コミュニティ施設等再建支援補助金審査結果通知書

年 月 日付けで交付申請のあった平成28年熊本地震にかかる熊本市地域コミュニティ施設等再建支援補助金について、内容を審査した結果、補助対象外と判定したので下記のとおり通知します。

記

1. 施設の概要

団体名	
代表者	(氏名) (住所) (電話)
施設の名称	
所在地	(再建前) (再建後)

2. 判定の理由

平成28年熊本地震にかかる熊本市地域コミュニティ施設等再建支援補助金実績報告書

年 月 日

熊本市長（宛）

住 所

申請者 団体等名

代表者名

印

平成28年熊本地震にかかる熊本市地域コミュニティ施設等再建支援補助金実施要綱第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 対象施設名

2 補助対象事業費

円

3 交付決定の額

円

4 その他の添付書類

(1) 工事請負契約書

(2) 工事完了後の写真

(3) その他、市長が必要と認める書類

発 第 号
年 月 日

住 所

申請者 団体等名

代表者名 様

熊本市長

平成28年熊本地震にかかる熊本市地域コミュニティ施設等再建支援補助金交付確定通知書

年 月 日付け発第 号で通知した平成28年熊本市地域コミュニティ施設等再建支援補助金については、平成28年熊本地震にかかる熊本市地域コミュニティ施設等再建支援補助金交付要綱第11条の規定により確定したので、下記のとおり通知します。

記

補助金 円